

いじめ防止基本方針



鹿沼市石川小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（栃木県の考え方から）

当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法より）

児童に対し、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 基本姿勢

① いじめの早期発見と早期対応

ア 児童が発する小さなサインを見逃すことがないよう、教職員全員で児童を観察し丁寧な指導を心がける。

イ 「いじめは絶対に許さない」という意識を児童一人一人に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく。

ウ 日常の会話や定期的なアンケート、心理テストQ-Uなどにおいて、児童の「心の声」を全職員で見逃さずに捉えたり、児童との好ましい人間関係を構築したりする。

エ いじめが発生あるいはその疑いがあるときには、その日のうちに管理職に報告し、全教職員に周知した上で対応策を練り、次の日から全校体制で対応する。

② 全校体制での対応

ア いじめが生じた場合には、いじめられている児童には非はないという認識に立ち、対応に当たる。

イ 指導方針について全教職員で共通理解を図り、いじめられている児童には「絶対に守る」という意思を伝えた上で、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。

ウ 指導方針や対応については、保護者に説明し了承を得るとともに、綿密な連携を図りながら指導にあたる。また、解決に至るまでの間、こまめに指導の過程を伝え、協力と理解を求める。

(3) その他

① いじめの内容によっては、教育委員会や警察等と連携しながら対応にあたる。

② いじめている児童については、いじめの非について理解させるとともに、その言動を引き起こす原因について分析し、家庭と連携しながら支援方法を検討する。

③ いじめが解消された際には、関係児童の保護者に了解を得た上で、学校全体への指導を行う。

2 いじめ防止対策委員会

(1) 設置の目的

基本的人権の侵害でもある「いじめ」には、全職員が一致協力してその解決に当たらなければならない。そこで、日頃からいじめの予防に努め、また、いじめが発生した場合には、次のような組織で根本的な解決を目指すものである。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の組織について

- ① 校長 ② 教頭 ③ 教務主任 ④ 児童指導主任 ⑤ 教育相談係
- ⑥ 養護教諭 ⑦ 当該児童の担任

(3) 委員会の開催・内容

① 未然防止・早期発見対策に係るいじめ防止対策委員会

ア 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析の共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・校内研修会の企画、立案
- ・要配慮児童生徒への支援方針決定
- ・校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

イ 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートやQ-Uの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童生徒の状況の共有

② いじめ認知時の対応に係るいじめ防止対策委員会

ア 事実関係の把握

- ・アンケート調査等の結果、児童生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

イ 対応の流れ

当該職員は直ちに児童指導主任へ報告する。児童指導主任は校長へ報告し、「いじめ防止対策委員会」の開催を要請する。

- ア) 校長が直ちに『いじめ防止対策委員会』を開く。同委員会は次のことを協議する。
 - i 事実の確認と発祥過程の分析、指導方針の検討（担任への援助も含む）
 - ii 当該保護者への連絡と指導、助言
 - iii 指導法の分析、指導役割の検討と役割分担の決定、指導方針の検討と援助、指導

- iv 指導経過の分析と以後の指導方針の検討
 - v 関係職員への指導助言（指導法、保護者との相談、加害児童・保護者への指導など）
 - vi 必要に応じて全職員へ経過を報告する。
- イ) 担任は当委員会の方針や指導過程・経過を隨時、保護者へ報告し、併せて指導援助する。
- ウ) 必要に応じて警察、福祉関係、医療関係等と連携をとる。
- エ) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等、その他いじめの防止に関する措置を行う。
- ※本委員会においていじめと判断した事例については、すぐに鹿沼市教育委員会に報告する。
- ※また、下記の状況が発生した場合には、鹿沼市教育委員会や関係機関と緊密に連携しながら対応を進める。
- ・本人、もしくは保護者が納得せず、今後もめる恐れがあるもの
 - ・重大事態に発展する恐れがあるもの
 - ・外部機関が介入したもの

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

（1）いじめの予防

- ① 学業指導の充実（発達指示的生徒指導の強化）
 - ・わかる授業の展開。すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫をする。
 - ・集団の一員として自覚や自信を高め、認め合える人間関係を授業の中で育てられるようにする。
 - ・教員同士が定期的に公開授業を行い、互いに授業を参観し合う機会を作ることでわかる授業作りを進める。
 - ・「学習のきまり」を明確にし、基本的な学習態度を身につけさせる。また、正しい知識や表現力・判断力を身につけさせることにより自分や他人を大切にする感情を高める。
- ② 道徳教育の充実
 - ・道徳の時間を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
 - ・人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ③ 特別活動の充実
 - ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育て

るため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

- ・児童会において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

④ 人権教育の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- ・人権集会には、人権主任の計画のもと、人権感覚を高めるワークショップなどを全校児童で取り組む。

⑤ 保護者・地域との連携

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や個人懇談・学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。

(情報モラル教室や保護者懇談会等を活用し、その中でいじめ問題を盛り込みながら、身近なものとしてとらえられるよう配慮する。)

⑥ 情報モラル教育の実践

- ・道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。その際、「情報モラル育成資料集」(平成23年2月栃木県教育委員会)の活用を図る。
- ・児童生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。その際、情報モラル指導資料「ネットトラブル事例をその予防」(平成28年7月同委員会)の活用をする。掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。有害サイトにアクセスさせない指導を徹底をする。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

⑦ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ・いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

(参考：いじめの理解と対応 P48～51 「いじめの点検票」)

(2) 早期発見

① 児童の見守り・信頼関係の構築

- ・児童の些細な変化に気づくこと。
- ・児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・休み時間や水曜日の共遊の時間など児童と一緒に遊びながら児童の観察を行う。

②情報交換による共有

- ・職員会議の児童指導の情報交換の時間に気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③アンケートの実施

- ・児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。
- ・学校生活アンケート・Q-U・教育相談アンケートの3つアンケートを月に1回行うことでの早期発見に役立てる。

④教育相談の充実

- ・教育相談週間を学期に一度設定する。
- ・児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・学校における教育相談について、保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。
- ・相談があるときは、担任だけでなく養護教諭や教育相談の担当に相談できる体制をとる。

⑤家庭との連携

- ・保護者には家庭においても児童の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。
- ・学級だよりによる啓発や、家庭への連絡等、日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(3) いじめに対する措置

①いじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査

- ・いじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

②保護者への報告

- ・いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③いじめられている児童及び保護者への支援

- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

⑥ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対応

※学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合は以下のとおり対応する。

- (1) 鹿沼市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

- (2) 当該いじめの対処については、鹿沼市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、鹿沼市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- (4) いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

《参考資料》

- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A
(H25. 12 国立教育政策研究所)
- ・「いじめ防止対策推進法」及びいじめ防止基本方針について（パワーポイント資料）
(H25. 10 文部科学省初等中等教育局児童生徒課)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（国の方針） (H25. 10. 11 文部科学大臣)
- ・「いじめ」の理解と対応 (H24. 12 栃木県教育委員会)
- ・情報モラル育成資料集 (H23. 2 栃木県教育委員会)
- ・情報モラル指導資料「ネットトラブル事例をその予防」
(平成28年7月栃木県教育委員会)
- ・生徒指導提要（令和4年12月）